

ながさきお試し暮らし応援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び関係人口の創出・拡大を図るため、本市への移住又は本市との継続的な関係づくりを検討するためにお試し暮らしを行う者に対し、予算の範囲内において、ながさきお試し暮らし応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) お試し暮らし 本市への移住又は本市との継続的な関係づくりの検討を目的として、本市に滞在することをいう。
- (2) 居住地 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民票上における住所をいう。
- (3) 同一世帯 住民基本台帳法の規定に基づく住民票上における同一の世帯をいう。
- (4) 二地域居住 居住地と本市内にそれぞれ生活拠点をもち生活することをいう。
- (5) 副業 長崎県内で本業とは別に収入を得ることを目的に行う仕事のことをいう。
- (6) 創業 長崎県内で個人事業の開業又は法人の設立を行うことをいう。

- (7) 事業承継 長崎県内の事業者から事業承継し、新たにその事業者の代表となることをいう。
- (8) 事業所の移転 事業を行う個人が転入し、かつ、長崎県内に事業所の異動の届出を行うこと又は法人の代表者が転入し、かつ、当該法人の本店を長崎県外から長崎県内へ異動の届出を行うことをいう。
- (9) テレワーク 情報通信技術を活用し、事業所以外の場所で働くことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市内で連続して6日以上お試し暮らしを行う者で、第1号に規定する要件を満たし、かつ、第2号又は第3号に規定する要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 次の要件を全て満たす者であること。

ア 補助金の申請日において長崎県外に居住していること。

イ 補助金の申請前に本市へ移住に係る相談を行い、本市に滞在中にながさき移住ウェルカムプラザ（ながさき移住ウェルカムプラザ規程（平成31年長崎市訓令第5号）第1条に規定するながさき移住ウェルカムプラザをいう。以下同じ。）の職員と面談を行うこと。

ウ 観光、転勤、出張、出向、研修等による滞在中でないこと。

エ お試し暮らしの実施後に、市が実施するアンケート調査に協力する意思があること。

(2) 本市への移住を検討するために、本市滞在中に次のいずれかの活動を行う者であること。

ア 移住に向けて市内の生活環境を確認すること。

イ 移住に向けて就業、テレワーク、副業、創業、事業承継又は事業

所の移転の準備を行うこと。

ウ 移住に向けて生活拠点を探すこと。

エ 移住に関する相談をながさき移住ウェルカムプラザ又は長崎県の移住相談窓口で行うこと。

(3) 本市との継続的な関係づくりを検討するために、本市滞在中に次のいずれかの活動を行う者であること。

ア 市内の生活環境を確認すること。

イ 本市でのテレワーク環境の確認、副業、創業又は事業承継に向けた準備を行うこと。

ウ 二地域居住のための生活拠点を探すこと。

エ 市内の住民、団体又は事業者と交流すること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

2 本市でのお試し暮らしの期間が連続して31泊以上となる場合は、30泊分を限度として30泊の滞在に要した経費を補助の対象とする。

3 お試し暮らしの期間が年度をまたぐ場合は、当該年度の3月31日で事業が完了したものとし、同日までに要した経費を補助の対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の額の上限は、6泊の滞在で30,000円とし、以降、1泊につき2,500円を加算するものとし、30泊の滞在で90,000円とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の期日は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の2月末日とする。

2 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、ながさきお試し暮らし応援事業費補助金交付申請書（第1号様式）を用いるものとする。

3 規則第3条第1項第1号の事業計画書及び第2号の収支予算書は、ながさきお試し暮らし応援事業費補助金活動計画書（第2号様式）を用いるものとする。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次のとおりとする。

(1) 申請者の住民票謄本

(2) 補助対象経費が確認できる書類の写し

5 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号及び第4号の添付書類は省略させるものとする。

6 補助金の申請については、同一世帯において1回限りとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳票又は帳簿及び関係書類を備え、当該補助対象事業を行った年度の翌年度から5年間保存するものとする。

（交付及び不交付の決定）

第8条 規則第22条の規定により、補助金の交付の決定の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金等交付決定通知書（第3号様式）を用いるものとする。

2 規則第6条第2項に規定する補助金を交付することが不相当と認めたとときの通知は、補助金不交付決定通知書（第4号様式）を用いるものとする。

する。

(申請内容の変更)

第9条 規則第22条の規定により、補助金交付申請の内容変更の承認の申請は、規則第5条第3項の補助事業等変更中止(廃止)承認申請書に代えて、ながさきお試し暮らし応援事業費補助金変更承認申請書(第5号様式)を用いるものとする。

2 市長は、前項に規定する変更の申請を受け、承認した場合は、補助金交付申請変更承認通知書(第6号様式)により申請者に対して通知するものとし、承認しなかった場合は、補助金交付申請変更不承認通知書(第7号様式)により申請者に対して通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第10条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
- (2) 補助対象経費の総額の2割以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日からお試し暮らしとして本市に滞在する初日とする。

(決定の取消)

第12条 規則第22条の規定により、規則第8条第3項及び規則第16条第3項において準用する規則第6条の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定取消通知書(第8号様式)

式)により行うものとする。

(補助金の返還)

第13条 規則第17条に規定する補助金の返還を命ずるときの通知は、補助金返還請求書(第9号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第14条 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業を実施する日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号の収支計算書は、ながさきお試し暮らし応援事業費補助金収支計算書(第10号様式)とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) ながさきお試し暮らし応援事業費補助金活動報告書(第11号様式)

(2) 補助対象経費の支払を証する領収書等の写し

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費		補助対象経費の基準額
交通費	居住地から長崎市までの1回の往復費用（消費税及び地方消費税を除く。）	公共交通機関を利用したときの実費相当額として市長が認める額。なお、居住地以外の場所との移動の場合は、長崎市と居住地の移動の金額を比較し、決定する。
滞在費	滞在期間に係る宿泊・滞在費（消費税及び地方消費税を除く。）	実費相当額（朝食及び夕食分相当の費用を除く。朝食及び夕食分相当の費用が明確でない場合は、朝食800円、夕食1,400円を除く。）
施設費	市内のコワーキングスペースの利用料（消費税及び地方消費税を除く。）	実費相当額

備考 補助対象経費は、市内における連続する6泊以上30泊以内のお試し暮らしに要した経費とする。